

入 札 公 告

令和7～10年度における京都府舞鶴総合庁舎ビルメンテナンス業務の委託契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年7月3日

京都府中丹広域振興局長 奥野 昌徳

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

京都府舞鶴総合庁舎ビルメンテナンス業務

(2) 業務の内容等

別添ビルメンテナンス業務仕様書（共通事項）ほか各種業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。

(3) 契約期間

令和7年8月1日から令和10年6月30日まで

(4) 履行場所

場所 京都府舞鶴総合庁舎

住所 京都府舞鶴市字浜2020番地

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地

京都府中丹広域振興局 地域連携・振興部 総務防災課

電 話：0773-62-2500

FAX：0773-63-8495

(2) 入札説明書及び仕様書の配布

原則として、京都府中丹広域振興局のホームページからダウンロードすること。

直接交付を受ける場合は、令和7年7月3日(木)から令和7年7月10日(木)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）に、(1)に記載の場所にて交付を受けること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「ビル管理等」－小分類「ビル管理」
- (3) 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。
- (4) 本業務と同種・同規模以上のビル管理業務受託の履行実績を、令和5年4月1日以降において1年以上、有する者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 提出期間 令和7年7月3日（木）から令和7年7月10日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所 2の（1）に同じ
- (3) 確認通知 入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (4) その他 確認資料作成に要する経費は、提出者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和7年7月22日（火）14時00分

場 所 〒625－0036 京都府舞鶴市字浜2020番地
京都府舞鶴総合庁舎 第1会議室

(2) 入札の方法

入札書は持参するものとし、郵送または電送による入札は、認めない。

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定にたつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札金額については、2年11か月間の長期継続契約とするため、2年11か月分の金額を記載すること。(消費税相当額を含まない金額を記載する。)

(4) 入札の無効または失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- ア 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、もしくは支払保証をした小切手または銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第159条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格における業務実績については、当該法人または個人が元請として実施した実績でなければならない。
- (2) この入札の実施については、1 から 7 までは定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (3) 詳細は、入札説明書による。